

国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託 業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用します。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、横浜市の委託契約約款及び契約規則を遵守することとします。

(3) 件名

国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託

(4) 履行期限

令和4年3月25日（金）

(5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

横浜市では、平成27年6月に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的とした国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の開催に向けた取組を進めています。

博覧会会場の整備にあたっては、大規模な区域内に多数の施設を出展する各国・企業など幅広い関係者と調整しながら短期間で設計・施工を行う必要があるとともに、関連する土地区画整理事業や公園整備事業等とのスケジュールやコスト面における連携が不可欠です。

本業務は、令和3年度に設立予定の開催組織である博覧会協会（仮称）を早期に本格始動させ、会場計画の具体化を着実に進めていくため、発注者支援（プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント）を導入し、スケジュール、コスト、品質、体制等に関する各種戦略の立案及び推進支援を目的としています。

(2) 留意事項

博覧会の検討にあたっては、会場計画のほか、基本計画、開催組織設立支援、物流基本計画、植物調達計画、輸送アクセス及び環境アセスメント等の業務に取り組んでいます。また、関連する土地区画整理事業や公園整備事業等の検討も並行して進められており、関係区局や国、地元組織等との連携が必要です。

本業務の遂行にあたっては、幅広い関係者間において目標の共有化、役割・責任の明確化が図られるよう、他の業務や関連事業等の状況を的確に把握しながら、コミュニケーションの活性化や信頼関係の構築に最大限留意してください。

3 業務内容

博覧会及び公園整備事業等の関連事業にかかる過年度の検討状況について、本業務を行う上で必要な情報を把握し、本業務を行うための与条件の確認を行います。また、委託業務計画を契約締結後14日以内（休日等を含む）に作成し、発注者へ提出してください。なお、委託業務計画書の記載内容については、土木設計業務共通仕様書（横浜市）第112条を参照してください。

- (1) 戦略立案の事前準備（マスタースケジュール、コスト管理及び推進体制等）

基本計画、設計及び施工、それらの発注など一連のプロセスを進捗管理するため、他の業務や公園整備事業等の関連事業と整合を図りながら、様々な中間目標を設定したマスタースケジュールを作成します。また、各プロセスにおいて、予算の範囲内か、適切な品質が確保されているかなど継続的にコスト管理を行っていくための枠組みや方法を検討します。

さらに、博覧会協会（仮称）内の意思決定や情報共有など目的、範囲、階層毎に必要なとなる会議体等の推進体制を検討します。
- (2) 人員・プログラム管理戦略の立案及び推進支援

設計者及び施工者にかかる選定・発注、監督にかかる業務量や年度毎の推移を想定し、博覧会協会（仮称）の組織マネジメント体制や必要な人員数について、アウトソース人材の活用範囲も含めて検討します。
- (3) 発注・調達・仮設活用戦略の立案及び推進支援

設計及び施工について、適切な品質、安全性、コスト、デザインコントロール及び競争性等の観点から最適な発注方式、単位及び本数を検討します。

土木、建築、設備、インフラ等の各分野で、調達先の技術や供給状況、納期等を情報収集し、適切な公正性・競争性・透明性を踏まえた調達方法を検討します。

また、市場に流通する仮設資機材の活用など博覧会の後利用も配慮した調達を整理します。
- (4) 設計戦略の立案及び推進支援

短期間で多数の設計を効率的に一元管理する方法を立案します。また、仮設建築物の法令緩和など博覧会特有の設計条件やBIM/CIMを導入した場合の目的、費用対効果、想定される課題と対応案等を整理します。
- (5) 公園整備の推進支援

会場施設は、開催期間中のみ供用する仮設施設と終了後も残す本設の公園施設に分類されます。博覧会時に供用する本設の公園施設においても、上記（1）～（4）の中で必要な項目について合わせて検討します。
- (6) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめます。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととします。

4 成果品

- (1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本5部
- (2) 報告書及び業務で作成した資料の電子データ（CD-R又はDVD-R格納）
（Microsoft Officeにより編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 既往調査等

- ・令和2年度 国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託
- ・令和2年度 旧上瀬谷通信施設地区基盤整備等実施設計業務委託
- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託
（令和元年度及び令和2年度 環境創造局発注）
- ・国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託（令和元年度及び令和2年度）
- ・平成31年度 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託
- ・令和2年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託
- ・平成30年度 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査業務委託

6 参考資料

- ・「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」（令和2年3月）

- ・「国際園芸博覧会検討会報告書」（令和2年2月）
- ・「2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書」（令和元年7月）
- ・「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案」（平成30年3月）

7 その他

- (1) 業務の実施に関しては、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出することとします。また、打合わせの形態については、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、WEB会議も可能とします。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとします。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければなりません。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこととします。
- (5) 受託者が横浜市の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとします。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとします。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとします。
- (9) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとします。